

# 物部川清流保全推進協議会後援及び共催事業承認事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、物部川清流保全推進協議会が後援又は共催する事業に係る承認事務の適正な取扱いを図るためその承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。
- (2)共催 物部川清流保全計画を推進することを目的とし、事業の企画、運営に参画し、流域の行政及び団体等との連携協調を推進することをいう。

## (名義)

第3条 この要領において承認する名義は、物部川清流保全推進協議会とする。

## (承認基準)

第4条 後援又は共催の承認基準は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

## (申請手続)

第5条 後援又は共催の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式を事業開催14日前までに、事務局に提出するものとする。

## (決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する名義の使用については、事務局においてその内容を審査し、適当と認めるときは別記第3号様式による決定通知書により通知するものとする。

2 名義使用を決定した事業については、委員に通知するものとする。

## (事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について報告しなければならない。

## (事業の完了報告)

第8条 事業の主催者は、事業完了後1ヵ月以内に別記第4号様式により結果を事務局に提出しなければならない。

## (承認の取消し)

第9条 後援又は共催を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったときその他共催又は後援することが不適当となったときは、その承認を取消すものとする。

## 附 則

この要領は、平成28年8月24日から施行する。

別表1（第4条関係）

後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等の報道機関</li> <li>3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で物部川清流保全計画の円滑な推進に寄与する事業を行っている団体(宗教団体又は政治団体を除く)</li> </ol>
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公序良俗に反しないものであること</li> <li>2 事業の目的が、物部川清流保全計画の推進に寄与するもので、公益性があるものであること</li> <li>3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと</li> <li>5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</li> <li>6 行事開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているものであること</li> <li>7 当協議会が当該事業に係る経費の負担を要しないもので、当該事業に万一事故が生じても当協議会及びその構成員がその責を負わないことが保証されるものであること</li> </ol>

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から7までのすべての項目に該当しなければならない。

別表2（第4条関係）

共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等の報道機関</li> <li>3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で物部川清流保全計画の円滑な推進に寄与する事業を行っている団体(宗教団体又は政治団体を除く)</li> </ol>
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公序良俗に反しないものであること</li> <li>2 事業の目的が、物部川清流保全計画の推進に寄与するもので、公益性があるものであること</li> <li>3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと</li> <li>5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</li> <li>6 行事開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているものであること</li> <li>7 当協議会が当該事業に係る経費の負担を要しないもので、当該事業に万一事故が生じても当協議会及びその構成員がその責を負わないことが保証されるものであること</li> <li>8 当協議会が、当該事業の企画・運営に参画するものであること</li> </ol>

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から8までのすべての項目に該当しなければならない。